

～令和元年度に機構集積協力金の交付申請を予定されている方へ～

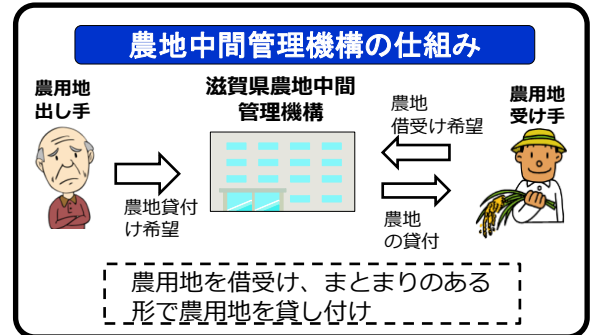
令和元年度の機構集積協力金の交付対象、交付要件 および交付単価ならびに配分基準について

1 令和元年度の交付要件および交付単価等

平成30年度は、地域の実情を踏まえ、県が機構集積協力金の「交付要件」や「交付単価」を定めておりましたが、**令和元年度は、国が交付要件および交付単価を、全国一律で定めます。**

県は、「配分基準」を定め、交付要件を満たす地域または農地所有者ごとに配分順位を定め、**配分順位の高い地域または農地所有者から予算の範囲内で優先して協力金を交付します。**

従いまして、令和元年度の機構集積協力金の**交付要件を満たした地域または農地所有者であっても、配分基準に基づく配分順位が低い地域または農地所有者は、交付金の交付を受けることができない場合があります。**



2 経営転換協力金

(1) 交付対象者

- 以下のいずれかに該当する農地所有者(個人または法人)
- ア 農業部門の減少により経営転換する農業者
 - イ リタイヤする農業者
 - ウ 農地の相続人で農業経営を行わない者

対象者
経営部門数を減少する農業者
またはリタイヤする農業者等

(2) 交付要件

滋賀県農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し、**全ての自作地(※1)を10年以上貸し付けることが必要です。**

ただし、以下の自作地を除きます。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の10a未満(畦畔を除いた面積とします。)の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地および機構に貸し付けたものの返還された農地
- エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地(農業部門の減少により経営転換する農業者の場合のみ適用)

注: 交付要件および交付単価は、国の実施要綱において、より詳細に規定されています。詳しくはお近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせください。

(3) 交付対象農地および交付単価

平成31年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、令和元年12月末までに市町に対し交付申請があった農地面積(畦畔面積を含みます。)に応じ、下の金額を交付します。

ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても交付対象農地面積には参入しません。

【用語説明】

※1 自作地

交付対象者または交付対象者の世帯員等が機構に貸し付けた1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理を行っていた農地をいいます。

交付単価	上限額
1.5万円/10a	50万円/1戸

3 地域集積協力金

対象地域

機構にまとまった
農地を貸し付ける
地域



(1) 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」が交付対象地域となります。

- ア 同一市町内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること(区域の外縁が明確である場合に限り、)
- イ 農業集落、大字または学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
- ウ 「人・農地プラン」が実質化されていること(令和元年度および令和2年度に限り、実質化に向けた工程表を公表した地区も含む。)

注: 交付対象地域および交付単価は、国の実施要綱において、より詳細に規定されています。詳しくはお近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせください。

(2) 交付要件

ア 集積・集約化タイプ

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される(※2)こと

イ 集約化タイプ

次のいずれかを満たすこと

- ・ 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地および樹園地については0.5ha以上)のまとまりのある団地面積の割合が20パーセントポイント以上増加すること
- ・ 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域においては、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

(3) 交付対象農地および交付単価

アの「機構の活用率」に応じて定められるイの交付単価に、ウの「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

$$\text{ア 機構の活用率} = \frac{\text{平成31年1月から令和2年2月末までに} \quad \text{— 再貸付面積}}{\text{機構に貸し付けられた農地面積}} \\ \text{「地域」の農地面積} \quad \text{— 平成30年12月末日までに機構} \\ \text{に貸し付けられた農地面積}$$

イ 交付単価

(ア) 集積・集約化タイプ

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域(※3)	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

注: 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分の20%超を10%超とします。

(イ) 集約化タイプ

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円
区分2	70%超	1.0万円

$$\text{ウ 交付対象面積} = \frac{\text{平成31年1月から令和2年2月末までに} \quad \text{— 再貸付面積}}{\text{機構に貸し付けられた農地面積}} \quad \text{— 貸付期間6年未満の農地面積}$$

【用語説明】

※2 新たに担い手に集積される

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作していた農地が、機構を介して担い手に貸付けまたは特定農作業委託されることをいいます。

【用語説明】

※3 中山間地域

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、農林統計上用いられている地域区分が中間農業地域と山間農業地域に該当する地域をいいます。

4 令和元年度の配分基準

(1) 配分基準策定の考え方

機構集積協力金交付事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえつつ、機構を活用した担い手への農地集積・集約化の加速化に資する観点から定めています。

(2) 機構集積協力金の交付を優先する地域および農地所有者

以下の表に基づき、交付要件を満たす地域および農地所有者ごとに配分順位を定め、**国から配分された予算の範囲内で配分順位の高い地域または農地所有者から優先して機構集積協力金を交付します。**

表 交付要件を満たす地域または農地所有者の区分

順位	交付要件を満たす地域 または農地所有者の区分	同一区分において地域集積協力金の 交付を優先する地域または農地所有者
1位	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域 において、 地域集積協力金の集積・集約化タイプ の交付要件を満たす地域	交付要件を満たす地域内の中山間地域における 「機構の活用率」が高い地域
2位	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域 において、 地域集積協力金の集約化タイプ の交付要件を満たす地域	交付要件を満たす地域内の中山間地域における 「機構の活用率」が高い地域
3位	地域集積協力金の集積・集約化タイプ の交付要件を満たす地域のうち、 配分順位が1位の地域以外の地域	「機構の活用率」が高い地域
4位	地域集積協力金で集約化タイプ の交付要件を満たす地域のうち、 配分順位が2位の地域以外の地域	「機構の活用率」が高い地域
5位	経営転換協力金の交付要件を満たす農地所有者	「新たに担い手に集積される」農地面積が大きい農地所有者 （「新たに担い手に集積される」農地面積が0の場合は 交付対象農地面積が大きい農地所有者 ）

【参考】令和元年度滋賀県配分基準による配分順位づけの事例

配分基準に規定する配分順位	協力金の種類	地域名または農地所有者名	地域の農地面積(平成30年12月末日までの貸付面積を除く。) A	機構への貸付農地面積 B	「新たに担い手に集積される」面積	機構の活用率	10aあたり交付単価 C	交付額 B×C	配分順位
						B÷A			
1位	【中山間地域】 地域集積協力金 (集積・集約化タイプ)	地域A	800a	500a	60a	高 62.5%	28,000円	1,400千円	1位
		地域B	800a	300a	60a	低 37.5%	22,000円	660千円	2位
2位	【中山間地域】 地域集積協力金 (集約化タイプ)	地域C	500a	450a	5a	90.0%	10,000円	450千円	3位
		地域D	600a	450a	0a	75.0%	10,000円	450千円	4位
3位	【一般地域】 地域集積協力金 (集積・集約化タイプ)	地域E	4,500a	2,000a	200a	44.4%	16,000円	3,200千円	5位
		地域F	3,000a	1,000a	140a	33.3%	10,000円	1,000千円	6位
		地域G	7,000a	2,000a	250a	28.6%	10,000円	2,000千円	7位
4位	【一般地域】 地域集積協力金 (集約化タイプ)	地域H	5,500a	5,000a	0a	90.9%	10,000円	5,000千円	8位
		地域I	6,000a	3,000a	0a	50.0%	5,000円	1,500千円	9位
5位	経営転換協力金	農家A		140a	140a	—	一律 15,000円	210千円	10位
		農家B		200a	80a	—		300千円	11位
		農家C		200a	0a	—		300千円	12位
		農家D		150a	0a	—		225千円	13位
		農家E		70a	0a	—		105千円	14位